

基金情報

No. 57 平成18年10月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成18年度・主要事業概況

事項	9月末数	対前月増減数	事項	9月末数(累計)
事業所数(件)	246	0	年金掛金	調定額(円) 863,314,344
加入員数(人)	男子 5,406	-18	年金掛金	収納額(円) 856,350,268
	女子 2,303	-12	年金掛金	収納率 99.19%
	計 7,709	-30	事務費掛金調定額(円)	36,126,948
平均標準給与月額(円)	男子 345,826	702	資産運用	信託資産額(時価) 347億9,282万円
	女子 227,415	900	資産運用	修正総合利回り -0.18%
	計 310,452	808	資産運用	ベンチマーク差 -0.59%
受給者数(人)	5,663	7	慶弔金の支給件数・金額	50件 94万円
平均年金額(円)	459,671	560	年金相談件数	556件

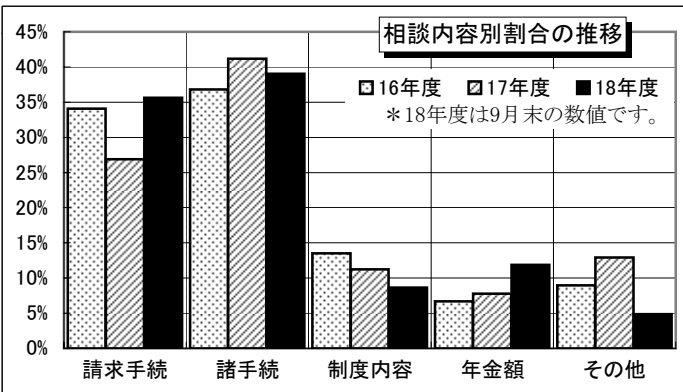
年金額に対する相談急増!

当基金では、年金相談コーナーを設け、加入員や受給者などの方々からの年金相談に応じています。

年金相談コーナーへの相談件数は、毎年度1,300件前後となっており、請求手続と住所や金融機関の変更など諸手続に関する内容の相談件数が圧倒的に多い状況にあります。

しかし、最近の相談状況をみますと、年金額に関する相談件数・割合の増加が目立っています。

特に、年金額に関する相談件数・割合は平成18年度において大きな伸びを示している傾向にあります。



年金額の相談増要因

年金額に関する相談割合は、従来、最も低かったところですが、平成18年度においては全体の12%を占め、請求手続や諸手続に次ぐ割合にまで増加しています。

年金額の相談割合の増加要因は必ずしも明らかではありませんが、国の年金制度改革の推進の中における老後の年金に対する関心の深さによるもののでしょうか。

最近の年金制度の改正による給付水準の引下げや在職老齢年金の支給停止の拡大などもかかわっていると想われます。

11月の事業予定

上旬 第2四半期の資産運用報告ヒヤリング
13日 年金資産運用委員会の開催

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が一覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

年金改正による施行事項

平成16年の年金制度の改正により、給付と負担の見直しがなされ、順次施行されています。

これらのうち、老齢年金に関して、次の事項が平成19年4月から施行されます。

- 65歳以降の老齢厚生年金について
支給の繰下げを行えるようになります
- 70歳以上の在職者の老齢厚生年金について
60歳台後半の在職老齢年金と同様に、全部又は一部の支給停止が行われます
- 離婚時の老齢厚生年金の分割が可能となります

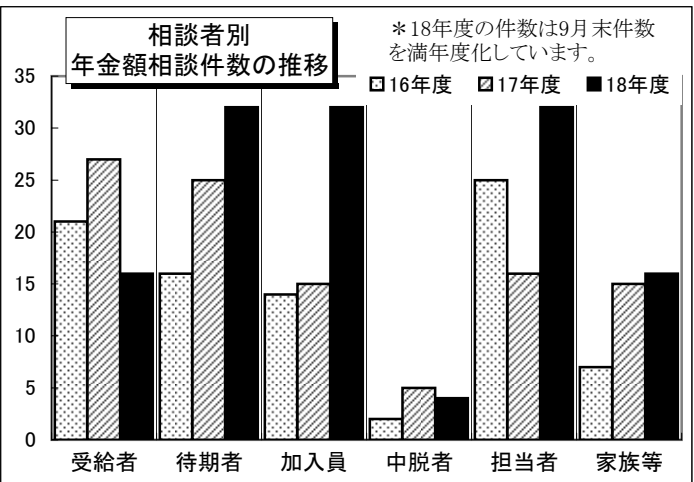
*これら施行事項の概要は、基金情報のNo49(平成18年2月号)とNo53(平成18年6月号)に掲載しています。

再雇用制度も増加要因?

年金がいくら受けられるかは、老後の生活設計において重要な関心事ですが、最近の相談内容には再雇用による給与との調整のための受給年金額の確認といったケースが増えています。

年金額の相談者別の状況をみますと、待期者(退職者のうち支給開始年齢の到達により当基金から年金を受けられる者)や加入員、あるいは担当者の方からの相談件数が急増しています。(下記グラフ参照)

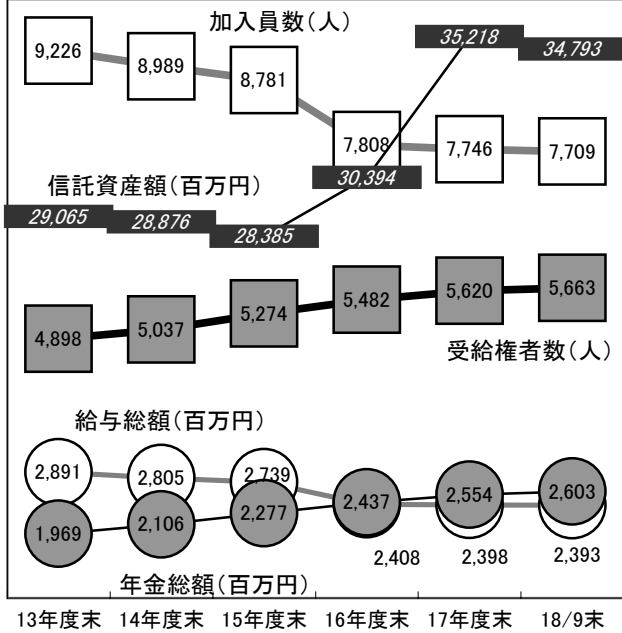
それらの中でも、加入員からの平成18年度の相談件数は、対前年度比2倍強の伸びを示しており、再雇用制度の実施も影響しているのではと想われます。



設立事業所の異動(規約変更関係等)・9月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
事業所削除	マイクロダクトシステム(株)	脱退	18. 7. 21
所在地変更	日本電子光学工業(株)	豊島区東池袋1-17-3	18. 9. 11
事業主変更	(株)野崎硝子製作所	飯村 崇章	18. 9. 1

主要事業の推移



基金関連・動向と状況

年金手帳の添付不要!

社会保険事務所に提出する厚生年金保険の資格取得届や被保険者氏名変更(訂正)届については、従来、年金手帳や基礎年金番号通知書の添付が必要でしたが、10月からはこれが不要となっています。

ただ、事業主は、届書に基礎年金番号や氏名が正しく記入されているかどうかを年金手帳などで確認することが必要です。また、氏名変更届については、事業主が年金手帳などに変更後の氏名を記入することも必要です。

社会保険庁・現況確認に 住民基本台帳ネットワークシステムを活用

社会保険庁は、このたび住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、年金受給者の現況の確認を行うこととなりました。

これにより、年金受給者は、現況届の提出が不要となります。ただし、住民基本台帳ネットワークシステムの利用できない受給者については従来どおり提出が必要です。

異業種の基金合併出現!

総合型厚生年金基金においては、加入員数の減少傾向などの歯止めとして、複数の基金が合併し、基盤の強化を図るケースが出ています。

しかし、厚生労働省は、総合型の基金の合併については同業種同士のケース以外は認めていませんでした。

このため、現在まで、総合型の基金の合併は、地区や県ごとに設立されていた基金による4例(基金数・計11)しかありません。

厚生労働省は、平成14年8月に同業種規制を撤廃しましたが、異業種間の合併は、母体業界団体が異なり、掛金や給付水準、資産の運用体制も異なるなど、実現が困難でした。

このような中、関東文具販売厚生年金基金と日本事務機器販売厚生年金基金は、2年程前から合併の検討を行っていたようで、このたび合併に合意し11月に合併の認可申請を行う予定だそうです。

この合併が認可されますと、平成19年1月1日に異業種による基金の合併が初めて実現することとなります。

両基金は、共に基金の設立に必要な加入員数5,000人を下回っており、合併により解散の危機が回避できるとともに財政基盤の強化が図れ、運用コスト・事務コストの効率化も進められるようです。

基金用語

【イールドカーブ】

イールドカーブとは、利回りと残存年限の関係を表す曲線(利回り曲線)で、債券市場の金利の期間構造を表すものとして広く用いられています。

イールドカーブを描くことで、市場全体の金利水準や期間ごとの利回り格差の傾向をつかむことができます。

社会保険庁・離婚時年金分割情報提供開始

社会保険庁は、10月から、来年4月から実施される離婚時の年金分割に関する情報の提供を開始しました。

得られる情報は、分割対象の期間、保険料納付記録、標準報酬総額や分割割合などで、書面で通知されます。

情報の提供を受けるには、社会保険事務所への請求が必要であり、請求書に年金手帳と請求者の戸籍謄本の添付が必要です。

なお、情報提供は、一度通知を受けると、それから3か月以内は特別な理由がない限り請求できないようです。

今後の債権市場

大和総研・～エコノミスト情報(2006.10.16)～より抜粋

国内債券市場は、比較的大幅な調整となったことで反転しやすい状況ではあるが、内外金融政策要因、国内株式市場、海外債券市場がいずれもネガティブ要因となり、さらに調整する可能性がある。

米国債権市場は、これまで過剰な利下げ期待となっていたことから、修正する動きも極端になりやすい。また現在の国内債券市場は米国市場と比較すると調整幅が小さいことから、米国市場の調整が継続した場合には同程度の調整となることが想定される。

また株式市場は、米国市場が連日高値を更新するなど強い上昇トレンドとなっている。同状況がインフレ沈静化の阻害要因として意識されていることから、同トレンドが継続すれば、さらに債券市場のネガティブ要因として作用すると考えられる。ただし、現在の株価上昇は大型バリュー銘柄が中心となっていることや上昇ペースが早すぎる点、さらにファンダメンタルズの裏づけを伴っていないことから、その影響は短期にとどまり、その後は徐々に影響が弱まると考えられる。

今後11月までは10年債利回りが1.6%台半ばから1.8%台半ばでの推移となるとみているが、足許はさらに1.8%を上回る水準まで調整すると予想している。またイールドカーブは30年債入札以降さらにフラット化する可能性がある。一方、現在の相場動向は米国の景気減速が後ずれすることを反映しているが、中長期的な金利見通しは、引き続き金利低下局面であるとみている。

年金資産の運用状況 修正総合利回り

<平成18年度>

